

享保飢饉の結末

享保飢饉に話を戻すと、幸いにも、次の享保十八年は豊作であったため、その端境期でこの飢饉は終息したが、餓死者は小倉藩だけでも四万三〇〇〇人余りにのぼったという。このように凄惨を極めた享保飢饉の記憶は、それから後も忘れ去られることはなかった。藩は百回忌にあたる天保三年（一八三二）三月二十三日から二十五日にかけて、小倉開善寺において、藩全体をまとめた施餓鬼法要を行ってゐる。あわせて、開善寺に各郡より惣代として大庄屋一人ずつが参列すること、及び同寺以外の寺院が法要を行うことは遠慮するようにとの指示が出された（国作手永天保三年日記二月二十四日条）。

現菟田町清林寺には享保十八年に建てられた餓死人供養塔があるほか、現行橋市では九基に及ぶ江戸時代建立の供養塔が確認されている。また、現勝山町萬福寺では二〇〇回忌（昭和七年）の供養塔が建立されるなど、わりと最近まで享保飢饉の餓死人供養は行われていたのである。

二 災害と文政十一年の風水害

平成三年のこと

平成三年九月二十七日午後四時ごろ、台風十九号は九四〇線（当時使用の単位は弱）という極めて強い勢力を維持したまま長崎市付近に上陸、福岡市上空を過ぎたのち日本海へ抜け（京築地方への再接近は午後

五時三十分すぎ）、北海道渡島半島に再上陸した。各地で最大瞬間風速の記録を更新し（阿蘇山で六〇・九^ミ）、暴風による死者は全国で六二名、負傷者一四九九名、約四〇〇万戸が停電した。また、長野県や青森県では、収穫前の林檎がごとごとく落下し、破壊的な被害を出している。この台風が後に「りんご台風」と命名されたゆえんである。あの時、まるで紙屑のように吹き飛ばされた屋根瓦と、ストローのように折れた電信柱、さまざまの数の風倒木を目の当たりにして、全ての人が自然の恐ろしさを痛感したはずである。

ただ、「りんご台風」があまりに凄まじかったため、忘れられた感があるが、それより二週間ほど前の九月十四日、北部九州を中型で強い台風十七号が襲っている。この台風は、後の十九号と極めて似た進路をとって、風もさることながら各地で記録的な大雨を降らせ、西日本を中心に甚大な被害を出している。これに追い討ちをかける形で、「りんご台風」はやって来たのであり、十七号で地盤が緩むなどしていなかったら、十九号の被害も少しは軽かったかもしれない。

文政十一年のこと

文政十一年（一八二八）、北部九州は梅雨末期の大雨によって各地で水害に見舞われ、また平成三年と同じく、大変な台風の当たり年でもあった。この年の風水害は、大きく分けて、①五月二十五日、②七月一日・二日、③八月十日、④八月二十四日の四度であった

が、それぞれの具体的な被害状況等は次のとおりであった。

①五月二十五日

新暦では七月六日にあたるので、台風ではなく梅雨末期の大
雨であろう。立石壘『福岡県近世災異誌』（平成四年）には、
この日に大雨のあった記録が取り上げられておらず、また企救
郡の大庄屋・中村平左衛門の日記にもそのような記述はない。
だとすれば、かなり局地的な水害であったのだろうか。

五月二十五日、夜九つ時（午前零時）過ぎより起こった大風
雨は「去る子年以来の洪水」（長井手永大庄屋文政十一年日記五
月二十五日条）、すなわち文化十三年（一八一六）以来の洪水に
なった。文化十三年には五月二十四日、六月十九日、八月三
日、八月二十日、八月二十三日に大雨（大風）・洪水が確認で
きるが、この場合どれを指しているのか明確ではない。個別の
ものではなく、三度の大雨・洪水があった八月全般のことを指
しているのかもしれない。

文政十一年五月二十五日の洪水は、各村で井手樋が流失し、
川土手が切れるなどの被害を出したが、仲津郡では大橋村（現
行橋市）今川河口部の被害が特に大きかった。具体的には大新
地の土手が長さ一〇間（底辺五間・上辺一間・高さ一間半）、沖
新地の土手が長さ三六間（底辺四間・上辺一間・高さ一間半）に
わたって決壊し、唐戸（水門）も一か所壊れた（国作手永大庄
屋文政十一年日記六月七日条）。大橋村の新地主手修繕について

は、郡普請で六月七日に行う予定だったようだが、前日の暮時
から大雨が降り始め、七日はまた洪水となった。それにより、
「大橋村新開土手切口七日洪水に又々洗崩」（同前六月八日条）
となったため七日の郡普請は中止され、十日に実施している
（同前六月十日条）。

なお、五月二十九日も「雨出水」（同前五月二十九日条）で、
筑前・筑後では大きな被害を出したが（『福岡県近世災異誌』）、
当地方では二十五日ほどの洪水はなかったようである。また、
六月十六日・十七日も「大夕立雷鳴洪水」「雨水洪水」（長井手
永大庄屋文政十一年日記六月十六日・十七日条）で筑前・筑後方
面の被害が大きく（『福岡県近世災異誌』）、小倉藩でも企救郡の
中村平左衛門は「前代未聞」の洪水であったと記しているが
（『中村平左衛門日記』第四卷）、京都郡・仲津郡域の史料では
具体的な被害を知り得ない。

②七月一日・二日

新暦で言えば八月十一日・十二日にあたる。七月一日夜から
降り始めた雨は、二日には「大風雨大洪水」（同前七月二日条）
となった。長井手永（現犀川町域の一部）の大庄屋が郡奉行に
提出した状況報告は次のとおりである。

飛脚を以って申し上げ候、然れば一昨夜半頃より降雨、追々大風雨に罷
り成り、昨夕七つ頃に至り前代未聞の大洪水にて御座候、右に付き、手
永内川筋往来崩れ、土手崩れ、猶又御田地川成り・砂入り・水押し大造

の儀共出来仕り候趣相聞へ、偕々苦々しく存じ奉り候、私方など屋敷内へ川水押し込み、土塀垣餘程洗い崩し、既に床に水届き申すべく様相成り、家内大騒動仕り候、(略)

七月三日

長井寛七

佐藤桓兵衛様

(長井手永大庄屋文政十一年日記七月三日条)

長井手永大庄屋は、今川に近接した同手永大村(現犀川町大村)に役宅があつたが、床上浸水直前の状況がよく分かる。この時の大雨・大風は、筑前・筑後においても同様であり(『福岡県近世災異誌』)、時期的なことを考えれば、おそらく北部九州を台風が通過したことによるものであろう。

③八月十日

新暦では、九月十八日に相当し、明らかに台風による風水害である。気圧配置の関係から、九月の台風が九州に接近する可能性が高いのは、今も昔も変わらない。文政十一年の風水害の中では、最悪の被害をもたらしたものであつた。中村平左衛門の日記には、台風襲来の様子、被害状況について次のように記されている(一部意識して現代語に改めた)。

「七月九日、午前零時頃から東よりの風が強くなり始めた。午前三時には暫く風は弱まったが雨が強く降り出し、間もなく南風が激しくなつて、午前六時頃までは言語道断の状況であつた。午前七時頃から次第に風も弱くなり、十時頃には吹き止んだのである。」

「家族の者は、激しい南風が吹き始めた頃から家(富野手永大庄屋役宅)が壊れないかと騒ぎ始め、あれこれ手立てを講じていたが、この役宅は危険と判断した。そこで、提灯に火を移し、火の元を念入りに確認し、裏口より外へ出て、隣家の上富野村庄屋利右衛門宅へ向かつたのである。それから少しして、役宅は倒壊した。八間半×四間の規模で、大変な古

家であつたが、南向きに建つていたため、激しい南風をまともに受けて倒れたのである。利右衛門方へ向かう道では木の折れる音、役宅の倒壊する音に肝を潰し、竹のたわみには打たれ、そのうえ提灯の火が消えたため真つ暗闇であつた。倒木を踏み越え、倒れた垣根につまづき、何度か死んだような心地になりながら、ようやく利右衛門の家に辿りついたのであつた。(略) 午前九時頃から村内を廻つて被害状況の調査をしたところ、倒壊した家屋は夥しかつた。(略) 村内を廻るうにも、倒木の上、倒壊した家屋の上を踏み越え、踏み越えして歩くしかなく、小道は倒木・倒家で全て塞がれていた。誠に前代未聞としか言いようがない。しかし、即死者や怪我人が少なかつたのは幸いであつた。馬は一疋怪我したとのことである」(『中村平左衛門日記』第四卷)

小倉藩全体の具体的な被害状況は表5-43のとおりである。平成三年の台風十九号による死者は、全国で六二名であつたことを考えると、小倉藩領で死者七三名という数字の意味がよく分かる。中村平左衛門は間一髪のところを難を逃れているが、倒壊した家屋の下敷きとなり、圧死する者も多かつたようである(同前史料)。

表5—43 文政11年8月の台風被害状況（小倉藩全体）

被害の内訳	8月10日	8月24日
居家（全半壊）	6862 軒	2988 軒
稲屋・牛馬屋・土蔵・物置（全半壊）	3759 軒	1195 軒
焼失居家	8 軒	
御腰掛所在番役宅・遠見番所・諸役宅 御茶屋・郷蔵（全半壊）	32 軒	5 軒
御高札場	21か所	8か所
皿山細工場	12 軒	
塩焼屋	59 軒	
水車屋	8 軒	3 軒
寺社・小社・拝殿・神輿蔵・辻堂・庫 裡・寺門（全半壊）	213 軒	98 軒
船数（破却・流失）	149 艘	241 艘
漁人行方不明		194 人
同 死人		88 人
怪我人	175 人	10 人
死人	73 人	

【史料】『中村平左衛門日記』第4巻
8月10日には、上記の他に仲津郡大橋村の火災被害あり（本文参照）。

④八月二十四日

新暦で言えば、十月二日にあたる。八月十日の台風と同じような進路をとったものと思われるが、前回より被害は軽かった。既に前回台風で、倒れるべき（？）建築物・構造物の大半が倒壊していたから、結果的に被害が小さくなっているだけのことかもしれない。また、前回は真夜中の直撃だったが、今回

は日中のことであったから、そのことも被害を小さくする要因となったであろう。とはいえ、表5—43を見て分かるとおり、死者が出なかったのは幸いにしても、その被害は決して小さくはなかった。八月十日同様、この台風も「風台風」であったが、襲来した時の様子は次のとおりである（一部意識して現代語訳）。

「最初は東風が吹き出し、午前八時前より次第に南風が変わって、非常に激しい風となった。それから西風となり、八時過ぎには吹き止んだ」

（長井手永大庄屋文政十一年日記八月二十四日条）

「今朝午前七時頃より東風が激しく吹き始めた。午前九時頃に南風となり、しばらく吹き止んだが、やがて西風が吹き、言語道断の激しさとなった。午前十時頃に北風にか変わったのち静まった。（略）」

（『中村平左衛門日記』第四巻）

風向きが変わった時刻、風が収まった時刻に違いはあるが、どちらが正しいのか検証することにあまり意味はない。仲津郡と企救郡とで台風接近に時間差があったと考えられるし、不定時法による時刻認識の違いとも考えられる。いずれにしても、風は東↓南↓西と向きを変え、最後は北風で収まったようである。中村平左衛門がいうように南風の後にいったん風が収まったのは、いわゆる「台風の目」が通過したのだろうか。その証拠になり得るのか分からないが、この台風は小倉藩領でも東部の被害が大きかったという（同前史料）。現在では常識的な気

象知識であるが、台風の間は、進行方向の西よりも東側の方が強い。

台風通過中の火事

八月十日の台風するとき、中村平左衛門は、倒れそうな役宅から避難するにあたって、念入りに火の元を確認した上で戸外に出ている（『中村平左衛門日記』前掲現代語訳）。これは、倒壊した家屋から火が起ることを恐れたからであり、もし火が起れば猛烈な風に煽られ、大変な火災になりかねない。あせる気持ちを抑え、火の元の確認をした彼の行動は全く正しいものであった。

ところが、である。この台風するとき、仲津郡大橋村でまさしくその最悪の事態が発生した。

八月十日午前二時ごろ、大橋村南横町川越の吉太郎宅が倒壊。住人の吉太郎とその母は無事であったが、間もなく倒壊した家屋から火災が発生した。火は折からの強い南風に煽られて、みるみるうちに北東方向へ延焼し、年貢等を保管する御蔵所（現行橋小学校付近に所在）までも焼き尽くしたのである。具体的被害は次のとおりであった。①御蔵所三軒、②御蔵所御門二か所、③御番所（御蔵所の番所か）一軒、④御蔵所の諸道具全て焼失、⑤住宅一三九軒、⑥稲屋四九軒、⑦土蔵五軒、⑧馬屋二二軒、⑨寺院三軒、⑩庫裏二軒、⑪鐘堂一か所、⑫門（寺院の門か）二か所、⑬社（金毘羅社か）一か所、⑭一四町八反余の田畑作物が火勢により枯死（国作手永大庄屋文政十一年日

記八月十日条）。大橋村の戸数は、当時三七三軒であったから、全体の三七％を超える民家が焼失したことになる。まさしく「大火」であった。

第三節 人別改帳にみる村と村人

人別改

人別改は享保六年（一七二二）将軍徳川吉宗によって始められた人口調査で、第二回が五年後の享保十一年（一七二六・午年）に行われ、以後は明治初年まで六年に一度、子年と午年に全国一斉の人口調査が続けられたものである。その調査のたびごとに作成される各村の人別改帳には、戸別に家族の年齢、名前、出身地が記されており、年齢統計や通婚圏に加え、村人たちの名前について調べるのに適している。ただ、男性の場合は全員実名が記されるが、既婚女性の場合は実名が記されず、「女房」「母」「伯母」「祖母」のように、戸主との続柄のみ記される。したがって、人別改帳を使う場合、女性の名前が限定的にしか把握できないことになる（未婚の若年層を中心にしか把握できない）。

現勝山町域に属する村々についていえば、明治三年（一八七〇）に作成された久保手永人別改帳が現存するので、それを使用して、明治に入って間もないころの村と村人の様子をうかがってみよう。